

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の趣旨

障がいのある人が地域の一員として、地域社会の中で共に暮らす社会を実現していくためには、障がいの有無にかかわらず、全ての人がかけがえのない個人として、互いに尊重し合うことが大切です。その中で、障がいのある人が、必要とする障害福祉サービスやその他の支援を受けつつ、自立と社会参加の実現を図っていくことが今後の重要な課題となっています。そのためには、地域に合ったきめ細かな計画を策定し、障がいのある人のニーズに沿った障害福祉サービスの内容の充実と適切なサービス提供基盤の整備が求められています。

このような状況に対応するため、平成18年4月に施行された「障害者自立支援法」（以下「法」という。）においては、必要な障害福祉サービスや相談支援等が地域において計画的に提供されるよう、障害福祉サービスの一元化や事業体系の抜本的な見直しと併せて、市町村及び都道府県に対し「障害福祉計画」の作成を義務付けました。

本市においても第1期（平成18年度～平成20年度）及び第2期（平成21年度～平成23年度）の障害福祉計画を策定し、障がいのある人の地域における自立した日常生活や社会生活に対する支援に取り組んでいるところですが、この度、新たに、計画期間を平成24年度から平成26年度とした「第3期障がい福祉計画」を策定することとなりました。

この計画は、法の施行及び「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」（以下「整備法」という。）による法の改正を踏まえたうえで、国が示す「基本指針」に即し、北海道との連携のもと、平成26年度を目標年度とした今後3年間の障害福祉サービス等の見込量や数値目標等を明らかにするとともに、計画的な障害福祉サービスや相談支援等の円滑な実施の確保や提供体制の整備を図ることを目的に策定するものです。

なお、国が示した第3期障がい福祉計画の考え方において、「障害者総合支援法（仮称）」の平成25年4月からの施行を目指していることから、計画実施期間中に計画を見直すことになる可能性が示されています。

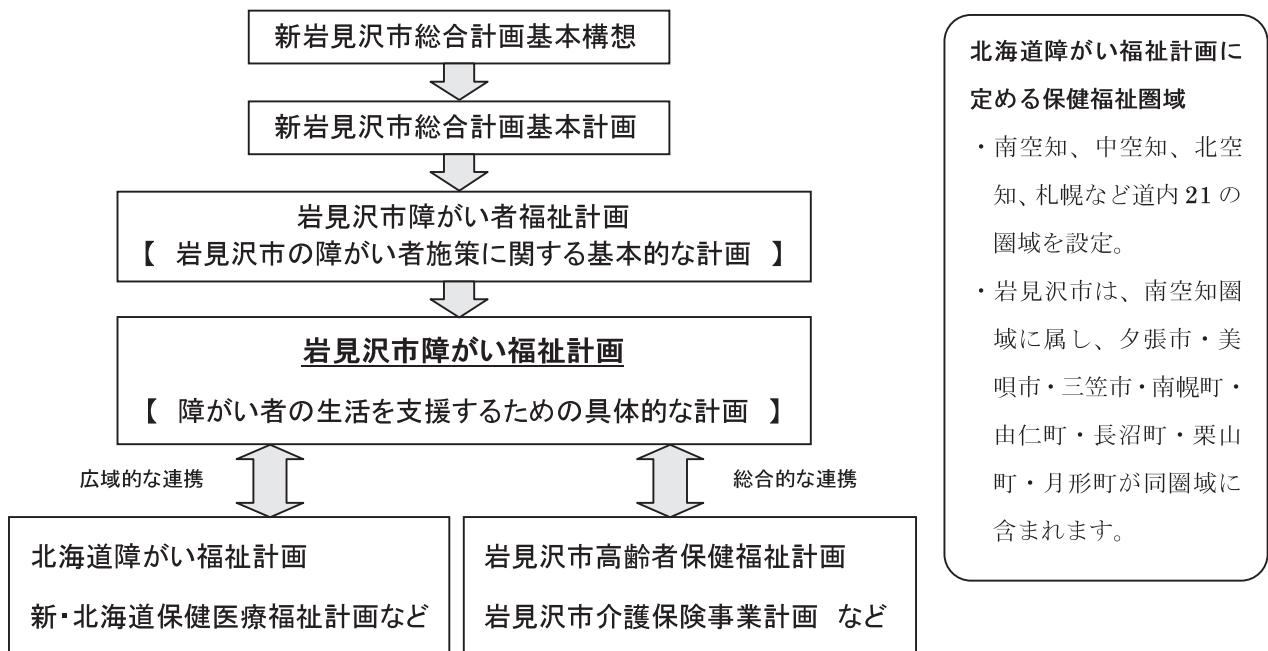
2 法的根拠と他計画との関連

この計画は、法第 87 条の基本指針に即して、法第 88 条の規定に基づき策定するものです。また、策定にあたっては、「新岩見沢市総合計画」の実現に向けた実施計画として、上位計画である「岩見沢市障がい者福祉計画」はもとより「岩見沢市介護保険事業計画」などとも総合的な連携を図ることとします。

岩見沢市障がい者福祉計画の基本理念

障がいのある人もない人も社会の一員として生活し、社会活動に参加するノーマライゼーションの理念を基本とし、障がいのある人が地域の中で自立し、生きがいを持ちながら、安心してその人らしい生活を送ることができる「共生社会」の実現を目指すものです。

【参考】他の計画との関係図



障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号） 抜粋

(基本指針)

第 87 条 厚生労働大臣は、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

(市町村障害福祉計画)

第 88 条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

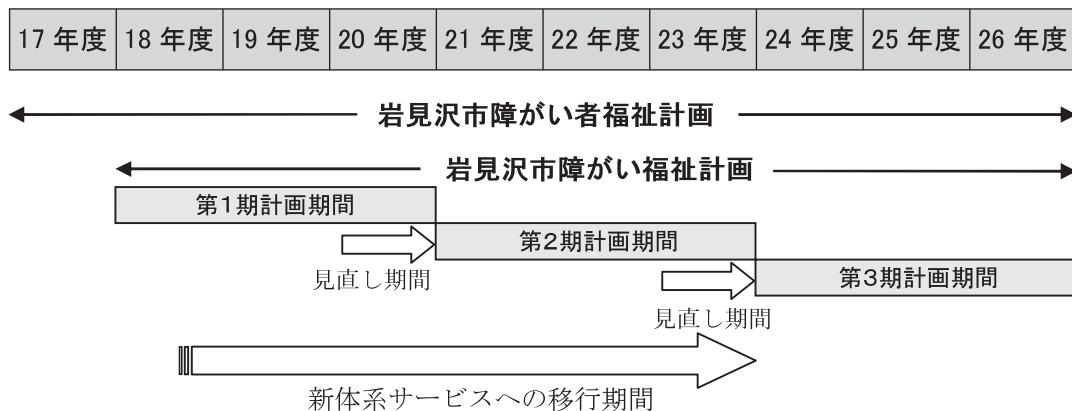
3 計画の基本理念

この計画は、障がい者の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念を踏まえつつ、「障がい者等の自己決定と自己選択の尊重」、「3障がいの制度の一元化」、「地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス基盤の整備」に配慮しながら策定しました。

4 計画の期間

この計画は、3年ごとに策定することとされており、第3期計画として、平成24年度から平成26年度までの期間について定めることとします。

【参考】計画の流れ

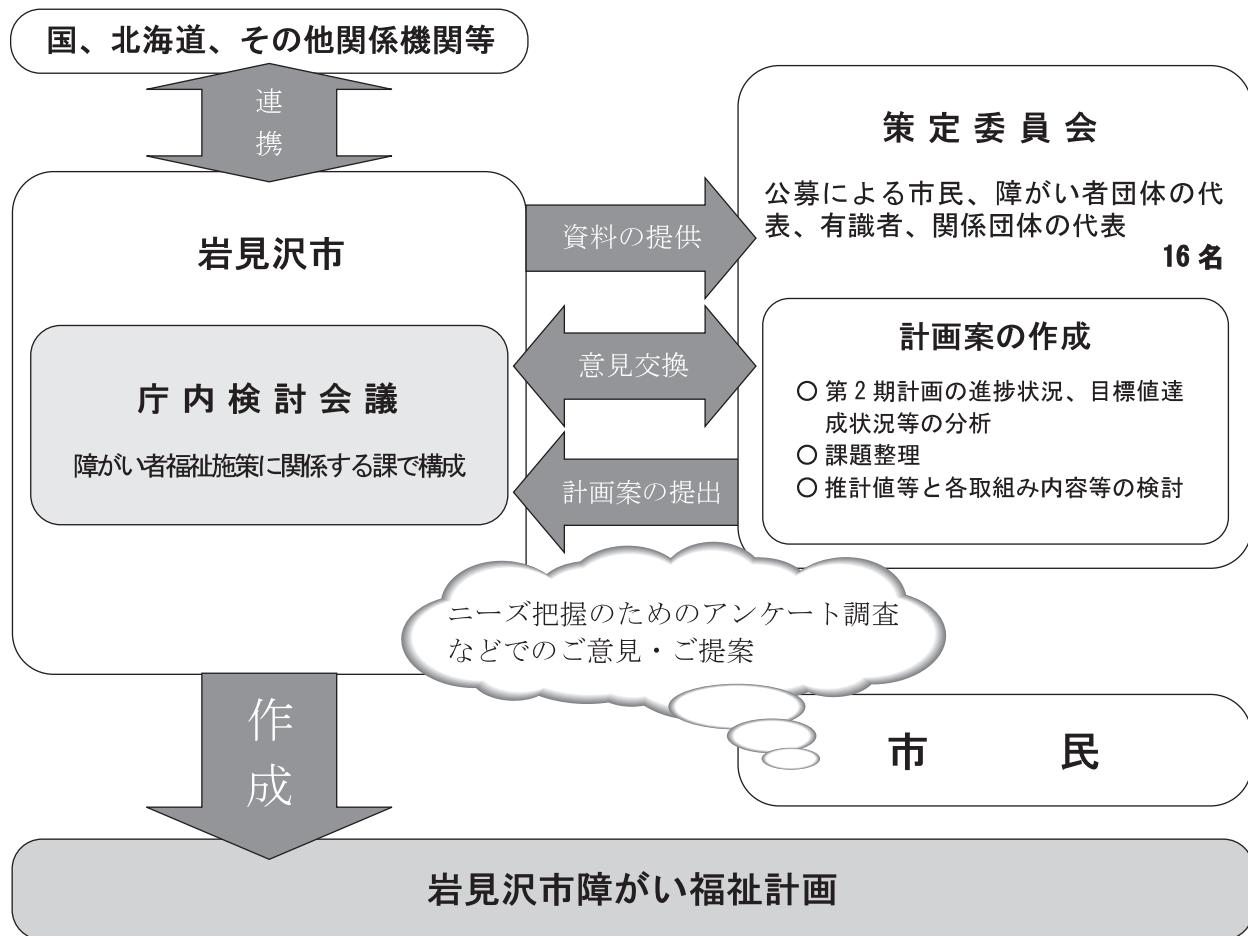


5 計画の策定体制

この計画の策定にあたっては、公募による市民、障がい者団体の代表、有識者、各種関係団体の代表より選出された16名の委員で構成する「岩見沢市障がい福祉計画策定委員会」を設置し、第2期計画の目標値の達成状況や進捗状況などの検証を行い、目標値の達成に向けて重点的に進めるべき取り組みなどについて審議を行いました。策定委員会は、平成23年11月から平成24年3月まで、計5回開催しました。

また、この計画の作成やサービスの実効性を高めるために、障がいのある人の意見やニーズを把握するためのアンケート調査を行い、幅広い意見の集約や実情把握に努めました。

【参考】計画策定体制のイメージ



6 達成状況の検証と評価

この計画で定める事項の達成状況について、計画終了時までに検証及び評価を行い、次期計画に反映させることとします。

検証と評価にあたっては、北海道をはじめ、各施策の関連機関や団体などと随時情報交換を行うとともに、必要に応じ、「岩見沢市障がい者福祉施策推進懇話会」などで協議を行うこととします。